

厚生労働省は、「国民生活基礎調査」を基に「子どもの相対的貧困率」を算出している。

「国民生活基礎調査」における調査項目は、本市が保有している行政情報により把握できる項目が多いことから、これらの行政情報及び国の算出方法を用いて、本市の子どもたちがおかれている現状を把握する。なお、国民生活基礎調査と本市保有の行政情報との差は次のとおり。

【収 入】

国民生活基礎調査		本市保有 情報	備考
雇用者所得		○	
事業所得		○	
農耕・畜産所得		○	
家庭内労働所得		×	・注文主からの委託を受け、品物の製造や加工等を行って得た所得から必要な経費を差し引いた所得×
財産所得		○	
公的年金・恩給		○	
雇用保険		×	・雇用保険法の失業等給付金
児童手当等	児童手当		・公務員への支給は勤務先の官公庁からされるため
	児童扶養手当	○	
	特別児童扶養手当	×	北海道から支給されるため
その他の社会 保障給付 金	生活保護法による 扶助	○	
	傷病手当金、出産 手当金、労災補償 保険など	×	
仕送り		×	・単身赴任者からの仕送りなど
企業年金・個人年金等		○	・雑所得として把握
その他の所得		×	・冠婚葬祭、各種祝金、見舞金など

○：抽出可能、　：一部抽出可能、×：抽出不可能

【支 出】

国民生活基礎調査		本市保有 情報	備考
所得税		○	
住民税		○	
社会保険料		○	
固定資産税			共有名義の場合×、他市町村に納税の場合×
企業年金・個人年金等の掛金		×	

○：抽出可能、　：一部抽出可能、×：抽出不可能

1 調査項目

指標として活用

- ・国の統計データと比較するために必要な所得情報のほか、世帯属性や手当の有無をマーキングし、別添データ形式で抽出する。 資料 1 - 1

数値として活用

指標作成のために抽出したテーブルでは得られないが、合わせて活用するため必要な数値

- ・全世帯の数
- ・全世帯の内、所得情報が無い世帯の数
- ・全世帯の内、等価可処分所得が 122 万円未満の世帯数
- ・17 歳以下の世帯員がいる世帯の数
- ・17 歳以下の世帯員がいる世帯の内、所得情報が無い世帯の数
- ・17 歳以下の世帯員がいる世帯の内、等価可処分所得が 122 万円未満の世帯数
- ・現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の数
- ・現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の内、所得情報が無い世帯の数
- ・現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の内、等価可処分所得が 122 万円未満の世帯数
- ・17 歳以下の世帯員がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の数
- ・17 歳以下の世帯員がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の内、所得情報が無い世帯の数
- ・17 歳以下の世帯員がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の内、等価可処分所得が 122 万円未満の世帯数

2 調査項目算出に必要な個人データ

■ 基本事項

(1) 住民基本台帳（基準日：平成 28 年 1 月 1 日）

所管：市民課

- ・住所コード
- ・世帯コード
- ・住民コード
- ・性別
- ・生年月日
- ・続柄

■ 所得情報

(1) 市民税情報（H27 年 1 月～12 月）

所管：税務課

- ・世帯コード
- ・住民コード
- ・雇用者所得（「所得」ではなく、支払金額）
- ・事業所得

- ・農耕・畜産所得
- ・財産所得
- ・公的年金・恩給
- ・企業年金・個人年金等（雑その他所得）

（２）児童手当

所管：こども家庭課

- ・世帯コード
- ・住民コード
- ・平成 27 年（１月～12 月）支払額

（３）児童扶養手当

所管：こども家庭課

- ・世帯コード
- ・住民コード
- ・平成 27 年（１月～12 月）支払額

（４）生活保護

所管：福祉総務課

- ・世帯コード
- ・住民コード
- ・平成 27 年（１月～12 月）支払額

■ 支出情報

（１）市民税情報（H27 年 1 月～12 月）

所管：税務課

- ・社会保険料支払額（医療保険、年金保険（長期）、介護保険、雇用保険）
- ・平成 27 年分の所得税額
- ・平成 28 年度の住民税額

（２）固定資産税情報（H27 年 1 月～12 月）

- ・世帯コード
- ・住民コード
- ・納税通知書の宛名情報
- ・平成 27 年度の固定資産税額